

琉球大学学術リポジトリ

遠州山間村落における近隣関係

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): 村落, 近隣関係, 隣家, トナリ, セワニン キーワード (En): 作成者: 萩原, 左人, Hagihara, Sahito メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/15587

遠州山間村落における近隣関係

萩原 左人

Hagihara Sahito

Social relationship with neighbors in the mountainy village of ENSHU, western part of SHIZUOKA prefecture.

本稿では、村落における近隣関係、なかでも特定の近隣戸との間に結ばれる「隣家」関係に注目し、浜松市春野町杉の事例をとりあげた。杉では、村落内の連鎖組織と「隣家」に該当するトナリ関係とによって強固な近隣関係が形成されている。特に、トナリは村落内における互助・交際の相手として最も重視されており、トナリにセワニン（婚姻時の仲人役）を依頼するなどの特色ある交際慣行がみとめられる。本稿では、トナリが村落や家の運営において果たす役割に注目し、その社会的特徴として①トナリは一般的な意味での隣接戸ではなく、近隣のなかでも特定の家との間に結ばれる相互扶助的な家関係を指すこと、②トナリ間の交際は対等かつ互酬的であり、家関係として継続性をもつこと、③トナリは家の後見人として、家と村落とを媒介する役割をもつこと等を明らかにした。また、こうした家関係は、特定の社会・経済状況のなかで変化し得ることも指摘した。

キーワード：村落 近隣関係 隣家 トナリ セワニン

一 はじめに

日本の村落は家を基本的な構成単位とする地域組織であるが、その内部においても家どうしの結びつきによる多様な組織がみられる。このような村落の内部組織を編成する基本的な紐帯の1つが近隣関係である。近隣関係とは、

家並みや屋敷の位置など居住の近接性を契機として結ばれる諸関係をいう。民俗学における近隣研究は、本分家研究などに較べて必ずしも多くはないが、竹内利美〔竹内 1957、1959、1967〕や最上孝敬〔最上 1957〕らを中心に行われてきた。その結果、近隣関係にもとづく組織には主に2種類の形態がみられることが明らかにされている。1つはいわゆる村組や近隣組のように、村落（行政区や自治会の場合もある）内部を地域区分する団体の形態をとるものであり、もう1つは前者のような団体を形成せずに特定の近隣戸どうし在家関係として結びつく形態である。福田アジオは、後者の事例として近隣戸が鎖状に結びつく連鎖組織やいわゆる「隣家」等とよばれる家関係に注目し、これらを村落における生活互助組織の一形態として位置づけている〔福田 1967、1982〕。

本稿では、こうした後者のタイプの事例として静岡県西部・遠州地方の一村落である杉の近隣関係をとりあげる⁽¹⁾。杉では、村落内の連鎖組織と「隣家」に該当するトナリ関係とによって強固な近隣関係が形成されている。特にトナリは、村落における互助・交際の相手として最も重視されており、婚姻時の仲人役をトナリに依頼するなどの特色ある交際慣行がみとめられる。本稿の目的は、トナリが村落や家の運営において果たす役割を通して、当該地域における近隣関係の社会的特徴を明らかにすることである。

二 杉の社会構成

(1) 概況

調査地の浜松市春野町（旧周智郡春野町）杉は、国道362号線を、気田川の支流・杉川に沿って遡上した山間部に位置している。杉は、景観上ひとつの集落形態をとっていない。図1にみるように、杉川の浸食谷とその周辺の山腹に点在する小規模な集落群により構成される村落である。昭和60年度の統計によると、戸数116戸、人口502人であり、大半の家が農業及び林業に従事している⁽²⁾。116戸中97戸が農家で、そのうち5戸が専業、他は兼業農家

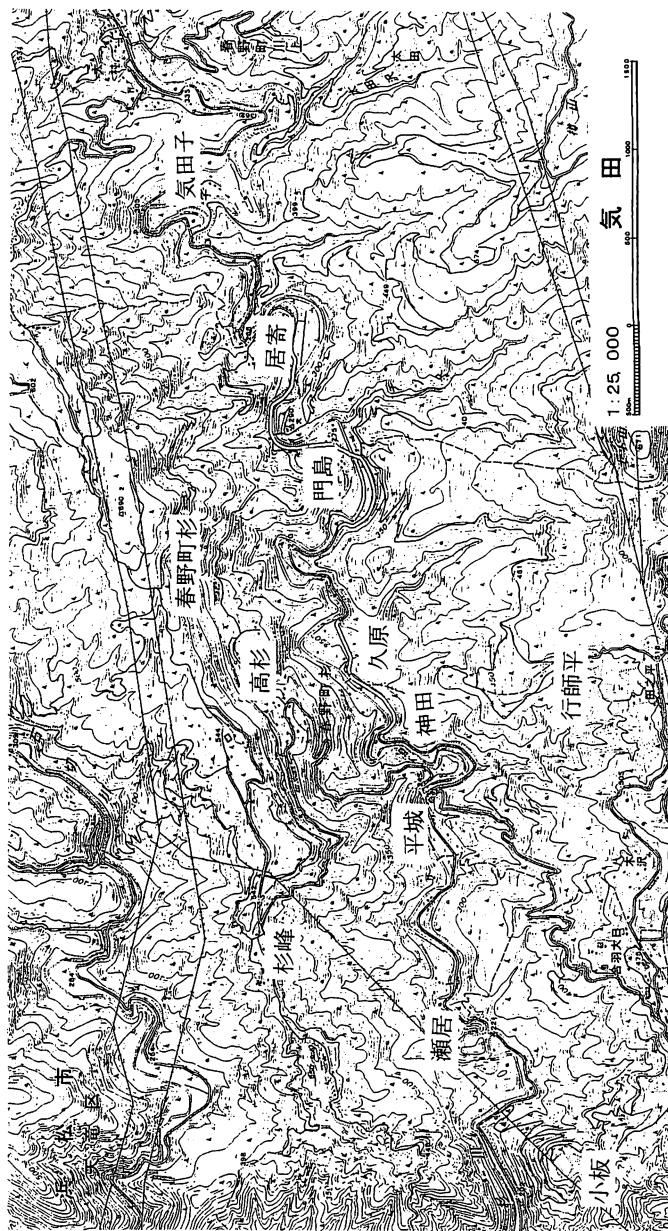


図1 春野町杉（国土地理院2万5千分の1地図を加工）

ある。表1は、昭和60年度の農業センサスによる農作物の類別収穫農家数と類別収穫面積をまとめたものである。稲作は平地が狭小であることから杉川沿い一帯に限られ、栽培規模も小さい。地区の大半を占める山の斜面では茶が盛んに作られており、茶葉生産がこの地域の主たる農業収入になっている。これら以外の農作物は自給用のものが多い。また戦前までは植林と組み合わせた焼畑経営も行われていた。

作物	農家数(戸)	面積(a)
稲	34	562
麦類	1	—
雑穀	19	29
いも類	32	26
まめ類	44	233
工芸作物類	97	4005
野菜類	92	76
花木類	0	—
苗木類	3	32
飼料用作物	0	—
計	(97)	4963

表1 作物の収穫農家数と収穫面積 (1985年農業センサスより作成)

近世村としての「杉村」は、駿府藩領、幕府領を経て、宝暦13年(1763)以後は掛川藩領となった。寛政2年(1790)の『遠江国風土記伝』には「井與利郷杉村」と記されている。また天保年間(1830~1844)に編まれたとされる『掛川誌稿』には、「杉村」は石高184石6斗1升6合、戸数77戸、人口517人とあり、「杉村」内の小集落名や産物(茶・椎茸)、寺社名なども記されている。その後「杉村」の名称は、廃藩置県を経て明治22年(1889)の町村制施行まで存続した。明治22年以後は周智郡熊切村の大字となり、昭和31年(1956)の町村合併により周智郡春野町の大字、さらに平成17年(2005)から浜松市への編入合併により浜松市春野町杉となっている。

（２）自治会組織

地域区分 杉では、地域の内部区分として伝統的にクミ（以下、組と表記する）の名称が用いられてきた。組は全部で９組ある。すなわち、瀬井・小板組、神田・行師平組、平城組、久原組、高杉組、杉峰組、門島組、居寄組、気田子組の９組である。これらの組は、点在する小集落を基礎に編成されている。行政上は、これらの組を３組ずつまとめる区分方法をとっており、これを区と称している。つまり杉は、行政上杉第１区、第２区、第３区に分かれており、大字杉の全体を指す場合には「杉」・「杉区」・「杉部落」などの名称が併用されている。

現在の自治会は、行政区分にしたがって区ごとに組織され、それぞれ杉第１自治会、第２自治会、第３自治会と称している。さらに３つの自治会を合わせた杉全体の自治会組織として定例会があり、さらに上位の組織として杉川沿いに隣接する川上地区と連合する杉・川上運営協議会がある。このように、杉における行政および自治会組織は重層的な構成をとる（図２参照）。

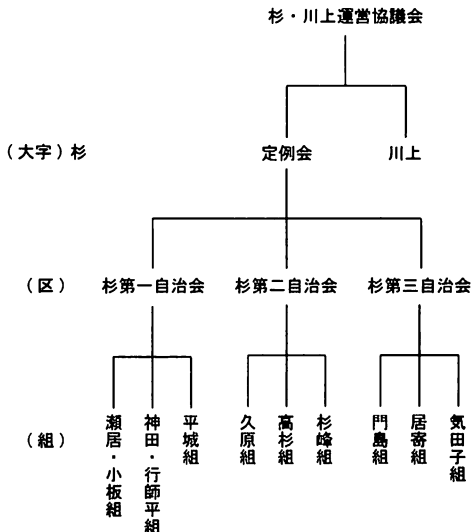


図２ 杉の社会構成

組 杉は、広域に散在する小集落により構成される。組は、この小集落に基礎をおく組織である。組の役員には、組長1名、部農会委員1名、茶農委員1名、神社祭典係1名（神社氏子組織の役員）、護持会係1名（寺院檀家組織の役員）、衛生係1名などがある。役員の選出方法は各組に任されているが、適任者を選出・承認する形か、輪番制により決められる。このうち組長は組の代表者として組の運営に関わる。任期は2年で、寄合の開催、自治会からの連絡事項の伝達、「定例会」への出席、共同作業の指揮、税金の徴収などを主な職務とする。

組は寄合によって運営される。組の寄合を納税日待ともいい、毎月25日に開催する。寄合には原則として各戸から代表1名ずつ参加する。以前は1回交代の輪番制によるヤドに集まっていたが、近年は公民館を使う組も多い。杉第2区・第3区に属する組では、以前通り組単位で寄合をしている。第1区でも以前は同様であったが、現在（調査時）は第1区公民館に3つの組が集まり、合同で寄合を開催している。

寄合では、最初に天照大神宮の掛け軸を全員で拝み、般若心経を唱えてから議事に入る。行政連絡や各種の集金もこの際に行われる。集金の種目は、税金（県民税・町民税・固定資産税・国民健康保険料・自動車税など）、水道料金、組費（組の運営費）、区費（区自治会の運営費）、部落費（杉全体の運営費）、杉・川上運営費、学校関係費、老人クラブ費、子供会費、等であり、杉の社会組織を反映して多様である。

自治会 杉の自治会は、行政上の区に対応して組織されている。各自治会には自治会長1名・連絡帳1名の役員がいる。ともに任期は2年で、自治会長は自治会を代表して自治会を開催し、各種の会合にも出席する。連絡員は役場から住民への行政連絡を担当する。

各自治会は、毎年1回3月に総会を開く。総会は、区ごとにもつ公民館施設を会場とし、各戸から代表者1名が出席して年間の活動計画や年度決算・次年度予算等について話し合う。

区単位の自治会の上部組織として、定例会および杉・川上運営協議会がある。定例会は杉全体の協議組織で、第1～第3自治会の役員と各組長により構成される。定例会役員は、自治会長3名のなかから代表自治会長1名を選出し、残り2名が副自治会長となり、うち1名が会計係を担当する。自治会の名称を用いる以前は、3名の区長のなかから杉区長1名を選び、残り2名が補佐となっていた。定例会は毎月20日に第3区の門島公民館にて開催される。

杉・川上運営協議会は、杉地区と川上地区との協議会である。両地区は杉川沿いに隣接するため、河川や道路の管理や工事等について協議する必要から組織された。協議会は、杉の自治会長3名・川上の自治会長2名および町会議員2名で構成される。協議会は年に2回開催し、主に待ち役場への陳情書の作成等を行う。各組を通して徴収される杉・川上運営費は、道路・河川工事の祝賀会の費用等にあてられる。

（3）祭祀組織

神社 杉の氏神は門島に鎮座する小国神社である。先出の『掛川誌稿』には、「小国鹿園大菩薩」の神名が記されている。神職は、かつては門島の鈴木本家が代々務めていたとされるが、この家は転出し、現在は門島と久原の住民2名が神職を務めている。小国神社の氏子組織は、概ね先に述べた地域区分にしたがって組織されている。原則として杉の全住民が氏子である。役員には祭典係、氏子総代、責任総代がある。祭典係は各組1名ずつ計9名、任期は2年で、選出または輪番制により決められる。氏子総代は各区1名ずつ計3名で、任期は3年である。責任総代は小国神社の最高責任者であり、神社を擁する第3区の氏子総代が兼任する。任期は3年である。

大祭は10月20日に行っていたが、現在は10月10日（体育の日）に変更されている。大祭の前日が宵宮である。宵宮は各組単位で行い、大祭は小国神社で行う。大祭の執行は、3つの区が1年交代の輪番制で担当する。その年の当番となる区に属する3つの組が、それぞれ前日準備、当日、後片付けを分

担する仕組みになっている。

また、杉全体として祀る小国神社とは別に、各組では固有の神社をもつ。したがって杉の住民は、組の神社と小国神社の二重の氏子となっている。各組レベルの神社祭祀は、10月9日に小国神社の宵宮（マツリ日待）を兼ねて行う所が多い。この日、各組では輪番制のヤドに小国神社の神職を招いて宵宮を行う。ヤドでは、床の間に小国神社の掛け軸を下げて拝み、各組の神社に用いる幣束を神職に切ってもらう。このように現在の組レベルの祭祀は、小国神社の宵宮行事のなかに統合されている。

寺院 杉にある寺院は曹洞宗高松寺であり、先出『掛川誌稿』にもその名がみえる。小国神社の氏子圏が杉で完結しているのに対し、高松寺の檀家は杉の周辺地域にも存在する。高松寺の檀家組織としては、昭和60年（1985）に創設された護持会がある。役員は護持会役員と護持会会長である。護持会役員は各組1名ずつ計9名、護持会会長は以前の檀家総代にあたる役で、各区1名の計3名である。護持会では、盆前の寺掃除や、施餓鬼行事の世話係などの活動をしている。

（4）年齢集団

青年団 青年団組織は、昭和32年（1957）の旧村合併による春野町への移行に伴い改編され、現在の春野町連合青年団となった。杉青年団はその株組織として存在したが、近年の青年層の町外流出により団員数が激減したため、現在は杉・川上両地区で連合して青年団を組織している。団員は男女共に18歳以上の青年で、役員は団長1名、副団長2名、会計1名、書記1名である。内部組織として、執行部のほかにレクリエーション部、体育部などの部会がある。青年団の活動としては、これらの部会活動のほかに旅行、懇親会、研修会、ボランティア活動等がある。

また、戦前の旧熊切村時代の青年団の場合、入団は18歳、退団は25歳位であったという。当時は青年団の詰所がなく、小学校の校舎を利用していた。青年団の役員には、団長、副団長、書記、会計のほかに組長があった。組長

は各組1名で、団員への連絡係であった。青年団には体育部、弁論部、農業部などの部会があり、剣道大会や弁論大会、農作物の品評会、修養会、文集の発行などの活動をしていた。当時の青年団は男子のみで構成され、女子は別に処女会を組織していたが、これは戦時中に女子青年団になった。また夜学の青年学級も開かれ、小学校の教師が村の青年たちを教えていた。

マツリ青年 官製の青年団とは別に、杉にはマツリ青年と呼ばれる組織があった。これは小国神社の大祭のための組織で、加入は18歳位、脱退は30歳位であり、構成員の多くは青年団と重複していた。マツリ青年は、主として大祭の余興の出し物を担当し、映画の上映や「買い芝居」の興行などをしていた。自らも、地芝居の茶番狂言を上演したという。また処女会と共同でバザーを開くこともあった。マツリ青年の運営費を稼ぐために、青年たちで材木の川狩り、山林の下草刈り、ポタショイ（椎茸の原木運び）などの作業に出たという。

消防団 消防団組織も青年団と同様に、昭和32年（1957）の春野町発足により改編され、現在の春野町消防団となった。現在は杉・川上地区が連合で第4分団を構成している。分団の役員は分団長、副分団長、部長、班長などである。戦後消防会館が作られ、現在もここを拠点に活動をしている。消防団の行事としては、正月の出初式、年度初めの入団式などがある。

戦前は、消防組と称していた。役員には組頭、副組頭、庶務、会計、正副の部長、正副の小頭などがあり、組への加入年齢は18歳位、脱退年齢は40歳位であった。また当時は消防組の活動として毎年12月初旬に秋葉山詣でに行き、防火祈願を行った。その際に秋葉山からお札を持ち帰り、杉皮に包んだ札を山林の要所に立てて防火の呪いにしたという。

老人会 老人会は戦後組織されたものである。春野町には現在34団体の老人会があり、春野町老人連合会を組織している。杉には第1区・第2区に1団体、第3区に1団体の老人会がある。前者を長寿会、後者を寿会という。加入年齢は、男女共に60歳以上で、上限はない。役員は会長1名、副会長2名、

会計1名、庶務1名、組長（各組1名）、運営委員2名、監査1名であり、任期はすべて2年である。この他に、長年役員を務めた会員1名を顧問とする。老人会の行事としては総会、常会、新年会等がある。この他に隔月で神社と寺の清掃作業、1円玉募金、ゲートボール、小学校への寄付などの活動をしている。

三 組の自律性

(1) 集落と組

杉は山間部に点在する小規模な集落群からなる⁽³⁾。各集落の開発時期は不明であるが、前出『掛川誌稿』にはいくつかの集落地名が記されており、集落の展開を知るうえで参考になる。表2は、現在の集落の名称と『掛川誌稿』の記載名称を対照させたものである。現在の大半の集落名称は記載名称と一致しており、各集落が当時から存在していたことを推測させる。ただし現在の神田集落は『掛川誌稿』に記されておらず、逆に記載にみえる「市島」を

『掛川誌稿』記載 「杉村」の集落名 (天保年間)	現在の春野町杉の 集落名 (1987年)
中 瀬 井	瀬 居
小 板	小 板
市 島	—
—	神 田
行 師 平	行 師 平
平 城	平 城
久 原	久 原
高 杉	高 杉
杉 嶺	杉 峰
門 島	門 島
井 寄	居 寄
気 田 子	気 田 子
和 子	—

表2 杉を構成する集落

名乗る集落は、現在ない。平城集落と神田集落との間に「イチノシマ」という地名があり、実際に戦前までは数軒の家が存在したという。集落としての神田と「市島」の関係は、今のところ不明である。

杉を構成する9つの組は、これらの集落を基礎として組織されているのであるが、集落と組との対応関係をみると、1集落で1組をなす場合と、複数の集落で1組をなす場合とがみられる。平城組、久原組、高杉組、杉峰組、門島組、居寄組は前者のタイプであり、瀬井・小板組、神田・行師平組など集落名を連称する組は後者のタイプである。また気田子組も実際には集落の連合体としてみることができる。連合形態をとる集落はいずれも数戸で、単独では組としての機能（後述）を果たせない集落である。このように組の規模や形態に若干の違いがみられるものの、杉の住民がムラという場合には、組を指すことが多い。また、自家の属するムラ＝組の住民をドニン（土人）又はドニンシュウ（土人衆）というのに対し、杉以外の地域をセケン（世間）といい、その住民をセケンビト（世間人）という。杉では組が基本的な生活圏であり、住民の日常生活はドニンシュウとの交際のなかで展開しているのである。

（2）村落としての組

続いて、各組の概要を記す。文中の戸数は昭和62年（1987）8月現在のものである。

瀬居・小板組 杉の南端に位置する。杉川の川下にある瀬居と、東側の山腹にある小板の2集落で構成される。戸数は7戸（瀬居5戸・小板2戸）である。瀬居は、さらに下瀬居1戸と瀬居4戸に区分される。瀬居・小板の両集落とも戦前は今よりも戸数があったが、多くの家がシモ（袋井・浜松方面）へ転出している。寄合（納税日待）は、以前は組で行っていたが、現在は杉第1区として他の組と共同開催している。組の共同作業としてミチヅクリ（道普請）があった。他に、組内の葬式や屋根替え作業などをムラテンダイ（ムラ手伝い）といい、各戸1名ずつ作業に出る。また組共有の膳櫃があり、

膳椀係が管理をしていた。共有地としては墓地があるが、近年はヒキバカと称して自宅近くに自家用の小墓を持つ家が多い。組として祀る神社はないが、下瀬居が若宮社、瀬居が天神社、小板が熊野社をそれぞれ祀る。組の行事には10月9日小国神社宵宮（マツリ日待）、庚申日の庚申講がある。

神田・行師平組 杉川沿いにある神田と南側山腹にある行師平の2集落で構成される。戸数は9戸（神田5戸・行師平4戸）である。ジンデ（神田）の地名の由来について、昔この地に小国神社の神饌米をとる田があったことによるとの伝承がある。寄合（納税日待）は、以前は組で行っていたが、現在は杉第1区として他の組と共同開催している。共同作業としては8月のボンミチヅクリ、10月のマツリミチヅクリなどの道普請があり、各戸から1名ずつ作業に出る。また葬儀の際には組として手伝うが、屋根替え作業の手伝いは集落別に行っていた。行師平では1軒につき10年交代で杉皮屋根を葺き替えたという。また行師平では戦後独自に共同山を購入し、山林維持費を残して収益を各戸に分配している。組として祀る神社はないが、神田にはかつて天白社があったとの伝承がある。また行師平には薬師堂がある。組の行事には、10月9日の小国神社宵宮、庚申日の庚申講がある。

平城組 ヒyajョウ（平城）の地内には郵便局、農協支部、第1区公民館などの施設がある。戸数は18戸。かつては20戸以上の家があったが、他所と同様に多くの家が袋井・浜松方面に転出している。寄合（納税日待）は、以前は組で行っていたが、現在は杉第1区として他の組と共同開催している。共同作業としては8月のボンミチヅクリ、10月のマツリミチヅクリなどの道普請があった。また葬儀や屋根替えに際しては、ムラテンダイ（村手伝い）として各戸から1名ずつ作業に出た。また、平城には杉川沿いの平地に水田があり、戦後一時期は人手不足を補うために農家が共同で田植えをしていた。他に製茶農家が共同で製茶工場を持っている。また共有地として墓地があったが、手狭になったため、現在は神田・行師平組の墓地を使用している。組の神社は牛頭天王社で、世話人役としてマツリ当番を輪番制で分担する。組

の行事には8月2日の祇園祭、10月9日の小国神社宵宮、庚申日の庚申講がある。

久原組 サワラ（久原）は13戸で、戦前から戸数・構成戸ともに変動がないという。この地は犬居城主天野氏家臣の入手清左衛門が開発したとの伝承があり、近世に村役人を務めた旧家がある。寄合は現在も組で行っている。共同作業には、毎年8月のボンミチヅクリ、隔月の庚申ミチヅクリがあった。葬儀・屋根替え（5年交代）も組として手伝いに出た。また水田を持つ農家は、部農会で水配りの順番を決めて共同で田植えをした。組共有の膳椀や葬具があり、公民館で保管している。共有地として共同山と墓地をもち、共同山の植林や下草刈り、伐採などの作業も組で行う。また茶農家11戸による共同の製茶工場もある。組の神社は八幡社である。組の行事には9月15日の八幡社祭礼、10月9日の小国神社宵宮がある。庚申講は現在行っていない。

高杉組 久原の北側山腹に位置し、眼下に久原集落を一望することができる。戸数は14戸であり、公民館がおかれている。寄合は組で行う。共同作業には8月のボンミチヅクリがあり、他に葬儀や屋根替えも組として手伝いに出る。組共有の膳椀や葬具があり、共有地として墓地と共同山がある。共同山は戦前に購入したもので、当時一時転出していた1戸を除く13戸が加入し、共同で植林や下刈り、伐採などの作業をする。高杉の神社は天神社である。組の行事は多く、小国神社宵宮（高杉のみ10月19日に宵宮をする）の他、3月7日の茶日待、8月7日のホイロアゲ、庚申日の庚申講などがある。

杉峰組 杉のなかで最も高所に位置する。以前は山を通る街道の要地として繁栄し、昭和初期には20戸を越えていたというが、現在の戸数は7戸である。寄合は組で行い、葬儀や屋根替えも組内で手伝い合っていた。杉峰の神社は八幡社である。組の行事には9月15日の八幡社祭礼、10月9日小国神社宵宮、庚申日の庚申講などがある。他に個人で薬師堂をもつ家があり、2月8日に組の者を招待するという。

門島組 地内に消防会館、公民館、小学校等の施設がおかれ、杉全体の氏神

である小国神社と高松寺がある。戸数は16戸。門島の開発時期は不明であるが、かつて広大な山林を所有し、且つ小国神社の神職を代々務めた鈴木本家（戦後に転出）が旧家とされる。寄合は組で行い、道普請などの共同作業もある。共同施設として火の見櫓があり、以前は組で共有する膳椀、祝儀樽、葬具などを納めた堂もあった。戦前までは在来戸を中心に共同山も持っていたが、戦後はこれを分割して個人所有となっている。組の神社は若松社であるが、これは現在小国神社に合祀されている。組の行事には10月9日小国神社宵宮、春彼岸の供養行事などがある。

居寄組 地内の河川敷に比較的広い水田が拓かれている。戸数は18戸である。寄合は組で行う。組の共同作業として道普請があり、葬儀や屋根替えも組として手伝いに出る。以前は水田をもつ農家が共同で田植えをすることもあった。また、組共有の膳椀があり、高松寺に保管している。組内の数軒が共同山を所有し、会計係が山林の収入分配、工事費、税金などの経理を担当している。山の下草刈りや枝払い、伐採などの作業も加入戸が共同で行い、欠席する場合は出不足料を支払う。組の神社は牛頭天王社である。組の行事には7月15日の祇園祭、10月9日小国神社の宵宮がある。

気田子組 杉の北端に位置し、ヒナタ・ヒカゲの2集落で組を構成している。戸数は11戸である。組内にワゴという屋号の旧家があり、『掛川誌稿』にある「和子」はこの一帯を指したものと思われる。寄合は組で行う。組の共同作業として道普請がある。また、屋根替えなどの作業は組として手伝うが、田植え作業などは両集落で別々に手伝いあうという。葬儀に関してはヒナタが仏教式、ヒカゲが神道式であるため、葬具も別々に所有している。組で共有する膳椀や共同山の類はない。組として祀る神社はなく、ヒナタは八王子社、ヒカゲは天神社を祀る。組の行事には10月9日小国神社の宵宮、庚申日の庚申講がある。

以上みてきたように、杉を構成する各組は、意思形成の機関として寄合（納税日待）をもつ。さらに組レベルの氏神として神社を持ち、日待行事や

講行事も組ごとに行っている。共同労働や互助も組単位で組織され、在来戸を中心として共同山を所有する例も多い。集落連合の形をとる組の場合は、神社や互助組織、共同山の所有などが集落別に分かれる傾向にあるが、寄合や各種行事、葬儀の合力などは基本的に組単位で行われている。これらの点から、杉を構成する各組は、単に集落として景観上のまとまりをもつだけではなく、小規模ながらも相互に自律性の高い村落としての機能をそなえた地域組織といえる。そして、村落としての各組が自治会組織や小国神社の祭祀組織によって相互に結びつき、杉としての統合性が保たれている。したがって杉は、村落として二重の構成をとっているといえる⁽⁴⁾。

四 近隣関係

組は、高低差を伴う広域の山間部に点在する小集落に基礎をおく村落であり、その規模はいずれも数戸から20戸弱程度の小規模なものである。このような立地条件もあるためか、杉では通婚や新たな家の創設などが組内部で完結することは少ない。後述する門島のように本分家関係が組内で発達した例もあるが、一般に親類関係や本分家関係はむしろ杉全域に拡散する傾向がみられる⁽⁵⁾。これに対し、組内の日常生活で最も重視されるのは近隣関係である。近隣関係は、家並みや居住の近接性を契機として結ばれる家関係であり、村落の運営や家の運営においてさまざまな形で利用されている。以下では、近隣関係に基づく組織として、連鎖組織およびトナリをとりあげる。

（1）連鎖組織

連鎖組織は、家並み順を原則として組の全戸を鎖状に結びつける仕組みであり、全体として円環の連鎖をなす。連鎖組織は、主として組内への情報伝達や各種役割の分担など、組の運営に関わるさまざまな場面で運用されている。

①情報伝達

組の情報伝達の方法としては、口頭によるイツギと、回状（回覧板）に

よるものがある。いずれも自治会や役場からの文書の回覧や、行政上の通達が主な内容である。この場合、最初に区の自治会連絡係から組長に伝達され、組長の家を起点として連鎖の順にしたがって各戸に伝達される。

②輪番制

輪番制は、連鎖組織にしたがって各種の役割を交替で担当する制度である。組の役職や役仕事を輪番で担当する事例として、次のものがある。

組長 組長の場合は各組内で適任者を選ぶのが一般的であるが、神田・行師平組では、近年から2年交替の輪番としている。

衛生係 杉峰組では、衛生係を1期交替の輪番としている。衛生係は、役場から配布される消毒剤を保管する係である。また消毒剤を毎週1回ずつ各戸に配布する係があり、これも1回交替の輪番で行っている。

マツリ当番 平城組では、組で祀る牛頭天王社の世話人としてマツリ当番を置いている。当番は2軒1組で、1年交替の輪番で担当する。当番は、元旦や8月の祇園祭に、神社に榊や供物を供える。また10月のマツリ日待（小国神社宵宮）の際も、榊や供物、膳碗類の準備などを受け持ち、当日の参拝者に甘酒をふるまう等の役目がある。組には『氏神祭典勘定帳』があり、当番が引き継ぐ。

燈明番 高杉組には燈明番がある。これは組で祀る天神社に毎晩燈明を灯す係で、1日交替の輪番で担当する。燈明番の場合は、高杉の連鎖組織（回覧板などの順）とは異なる順番が決められており、当番は木製の番帳を引き継ぐ。

ジトリ役 葬儀の際の穴掘り係をジトリという。杉の各組では、このジトリ役を2軒1組、1回交替の輪番で行っていた。これにも番帳があり、当番が引き継いだ。門島組では、ジトリ役は通常の連鎖組織とは逆廻りの輪番としていた。

また、組の各種行事を輪番のヤド（会場）で行う例として、次のものがある。

納税日待 毎月25日の寄合を納税日待といい、以前は各組とも1回交替の輪番によるヤドに集まっていたが、近年では会場を公民館施設などに移す組もみられる。

大日待 正月の初寄合を大日待という。門島組では毎年1月4日に大日待を行うが、そのヤドも輪番で担当する。その年の当番の家では天照皇大神宮の掛軸を下げ、午前中は子供たち、午後は大人たちが集まり宴会となる。費用は、組費から酒代5升分、各戸からも米1升と野菜を徴収したという。

マツリ日待 マツリ日待は小国神社の宵宮行事のことで、高杉組は10月19日、他の組は10月9日に行く。この行事のヤドも1回交替の輪番で担当する。

茶日待 高杉組で毎年3月7日に行われる行事。1回交替の輪番でヤドを担当する。当日はヤドに集まり、掛軸を下げて拝む。参加者は2列に座り、交互に計50回の礼拝をするという。この行事に用いる掛軸もヤドが引き継ぐ。

庚申講 庚申日に行う講行事。現在久原組では行っていないが、以前はすべての組で講をしていた。1回交替の輪番でヤドを担当し、庚申道具と称する掛軸などを引き継ぐ。

以上のように、杉では、組の寄合や行事の多くが連鎖組織に基づく輪番制によって運営される。ヤドにあたる家では、行事の準備・食料の徴収と調理・当日の接待などを担当するが、その負担を軽くするために、連鎖上ヤドの前後にあたる家（前回のヤドと次回のヤド）の者が手伝いとして出る仕組みになっている。

杉の連鎖組織は、家並みに基づいて組の全戸を鎖状の円環に結びつける組織であり、情報伝達だけでなく各種の役や行事を輪番制で行うなど村落の運営組織としての機能をもつ。特に、村落運営における各戸の負担を平準化させる仕組みとして輪番制が多用されているのが特徴である。組内の家関係には経済上の格差（資産家をオダイチョという）や家筋の新旧などの違いが存在するが、連鎖組織のもとでの全戸の役割分担は平等で対等なものである。新たに組に加入した転入戸や新設戸も、寄合で紹介された後で連鎖の環に組

み込まれ、村落の構成戸としての役目を果たすことになる。

(2) トナリ

組内の各家は、1軒から数軒のトナリ（またはリンカ）と称する交際相手の家をもつ。トナリは、単に屋敷が隣接する家を指す場合もあるが、杉では一般に近隣戸のなかの特定の家を指して用いられる。先述した連鎖組織が全戸を鎖状に結びつけるのに対し、トナリは2戸間の関係として個別的に存在する。ただし両者ともに近隣関係に基礎をおくため、実際には連鎖組織とトナリが重複することも多い。

杉では、「トナリのオヤジが一番頼りになる」といい、トナリとの間で日常および儀礼上のさまざまな交際慣行がみられる。

① 日常的な交際

一般にトナリは家が近いこともあり、互いに挨拶を交わすのはもちろんのこと、日常的に頻繁に行き来をする。互いに相手の家の事情を熟知しており、家内のもめごとが起きた時などにも相談にのる。病人やけが人が出た場合にも最初にトナリに連絡し、医者を呼んでもらったという。また、田植えや茶の収穫などの農作業に遅れが生じた際もトナリが手伝い、収穫期にはハツナリ（初物）を持って行くという。

② 儀礼上の交際

トナリは日常生活において相互に助け合う重要な交際相手であるが、さらに各種の儀礼においてもトナリが特別な役割を担う場合がある。

正月儀礼 平城組、高杉組、久原組では、トナリ間で年取り膳の料理を交換する慣わしがあった。以前は大晦日の晩に、オヒラ（人参・牛蒡・昆布などの煮物）・オツボ（コンニャク煮豆）・酢の物・汁物・飯をのせた年取り膳を互いに相手の家に持参し挨拶をした。翌正月元旦にもアサイワイ（朝祝い）と称して挨拶に行き、屠蘇をよばれたという。

婚姻儀礼 杉一帯では、婚姻の際にトナリの夫婦に仲人役であるセワニン（世話人）を依頼する慣行がみられる。以前の婚姻儀礼の手順は次のとおり

である。

最初に親類などが縁談話を持ち込み、両親と相談して相手を決める。この役をナイゼワニン（内世話人）という。縁談話が進むと、婿方・嫁方双方で正式な仲人役としてセワニン（又はホンゼワニン）を依頼する。後述するように門島などではかつて一部の家に集中的にセワニンを依頼した例がみられるが、杉ではトナリに酒1升を持参して依頼するのが一般的である。婿方のセワニンはまず酒1升を持って嫁方へ行き、正式に縁談を申し込む。これをタモト酒といい、承諾されれば以後破談になることは滅多にない。後日、日を改めて双方の両親・セワニン立会いのもとで結納を取り交わす。

祝言当日の嫁迎えには、婿・セワニン・親類総代・荷持ちが行く。嫁方で盃を交わした後、嫁入りに移る。途中で嫁はいったん婿方のセワニン宅に寄り着替える。準備が整ったら婿方の婚家へ移動し、盃事を済ませてから祝言の宴席となる。諸自治の祝言には主に親類が招かれる。

2日目の晩、婿方では組の住民を招いてドニンピロー（土人披露）の宴を行う。特に跡取り息子の祝言では必ずドニンピローをするという。この席で、セワニンが新夫婦を組の住民に紹介する。宴の途中や翌日朝に、セワニンの妻が嫁を連れて組の各戸に挨拶廻りをする。久原ではこれをナビロー（名披露）という。3日目にはハツガヨイと称して嫁の里帰りが行われる。この時嫁は実家とセワニン宅に赤飯を持参して挨拶する。

セワニンとの交際は結婚後も続く。新夫婦は、盆暮れにはセワニン宅に挨拶に行き、子供の初節句の祝いなどにもセワニンを招待するという。

葬送儀礼 杉では「人のヤミシニ（病気や死亡）にはトナリの世話になる」という。家に死者が出た場合、最初にトナリに連絡が行く。トナリはすぐに組内に通知し、葬儀の準備・執行について喪主と相談をする。葬具作りや台所仕事など葬儀の準備全般は組全体で手伝いに出るが、作業の割り振りや葬儀の次第はトナリの指揮のもとで進められる。

以上のように、トナリとの交際は多岐にわたる。先述した連鎖組織が主と

して村落運営に関与するのに対し、トナリは主に家どうしの生活互助や交際の関係として結ばれるものである。両家の関係は、基本的に世帯主の世代交代によって変更されることはなく、家どうしの関係として継続性をもつ。したがって転入戸や新設戸は、当初特定のトナリを持たず、時間をかけてトナリ関係を形成していく。逆にトナリが転出した場合も、すぐに別の家をトナリとする訳にはいかないが、在来戸の場合は互いに気心が知れているため、トナリとしての交際を頼みやすいという。

(3) セワニン事例からみた家関係

トナリ間の交際内容は多様であるが、なかでも婚姻時のセワニン役をトナリに依頼する慣行は、トナリ関係の重要性を示しており注目される。最後にこの点について、高杉組、平城組、門島組の事例をみることにしたい。表3はこれら3組の世帯表であり、図・表および文中で示す家番号は、仮に1家を起点とした場合の連鎖組織の順に番号化したものである。

高杉組 (図3) 高杉組の場合、14戸はすべて在来戸で構成されており、従来からの近隣関係が安定的に継続しているのが特徴である(表3)。

現世帯主の婚姻時におけるセワニンの依頼事例をみてみると、14戸すべてがトナリ関係によりセワニンを依頼している。このうちトナリどうしで相互に務め合っている事例が12戸ある(図3-1)。また、現世帯主の事例では一方的にセワニンを依頼したという場合も、世帯主の兄弟姉妹や上位世代の例も含めると、トナリ間で相互に務め合っている例が大半である。

図3-2はトナリ関係にある1家と2家の事例であるが、これも代々相互にセワニンを務め合った典型的な事例である。

平城組 (図4) 平城組の場合、18戸のうち4戸(5・7・9・10家)が新設および転入初代の家である。また転入数代目の家も多く、構成戸の変動が比較的大きいのが特徴である(表3)。

現世帯主のセワニン事例をみてみると、18戸中13戸の世帯主がトナリにセワニンを依頼しており、残り5戸の世帯主は、現構成戸への依頼例はみられ

遠州山間村落における近隣関係 (萩原 左人)

組	家番号	トナリ関係	現世帯主 のセワニン	組内の本分家関係	転入戸 (初)は転入初代
高 杉 組	1	2家	2家		
	2	1家	1家		
	3	4家	4家		
	4	3・5家	3家		
	5	4・6家	4家		
	6	5・9家	9家		
	7	8家	8家		
	8	7家	7家		
	9	6・10家	6家		
	10	11家	11家		
	11	10家	10家		
	12	13家	13家		
	13	12・14家	12家		
	14	13家	13家		
平 城 組	1	2・3家	2家		
	2	1家	1家		
	3	1家	1家		
	4	6家	6家		
	5	7家			
	6	4・8家	4家		神田から転入(初) 瀬居から転入 瀬居から転入(初)
	7	5家			
	8	6家	6家		
	9	10家			
	10	9家			居寄から転入(初) 杉峰から転入(初) 瀬居から転入
	11	12家	12家		
	12	11・13家	13家		
	13	12・14家	14家		
	14	13家	13家		
	15				
	16	17家	17家	本家は転出	
	17	16・18家	18家		
	18	17家	17家		瀬居から転入
門 島 組	1	3家	3家	2の分家(初)	
	2	3家	3家	鈴木ベッケ五軒	
	3	1・2家	2家	鈴木ベッケ五軒	
	4		10家	10の分家	
	5		2家	2の分家	
	6	7家	7家	7の本家	
	7	6家	6家	6の本家	
	8		10家	鈴木ベッケ五軒	
	9				行師平から転入
	10		4家	4の本家	
	11	12家	12家	ベッケ(転)の分家	
	12	転・11家	ベッケ(転)	鈴木ベッケ五軒	
	13				
	14		8家		寺院・住職は県外 氣田子から転入 氣田から転入(初) 氣田から転入(初)
	15				
	16				

表3 高杉組・平城組・門島組の世帯表

凡例 家番号は、仮に1を起点とした場合の連鎖組織の順番を示す

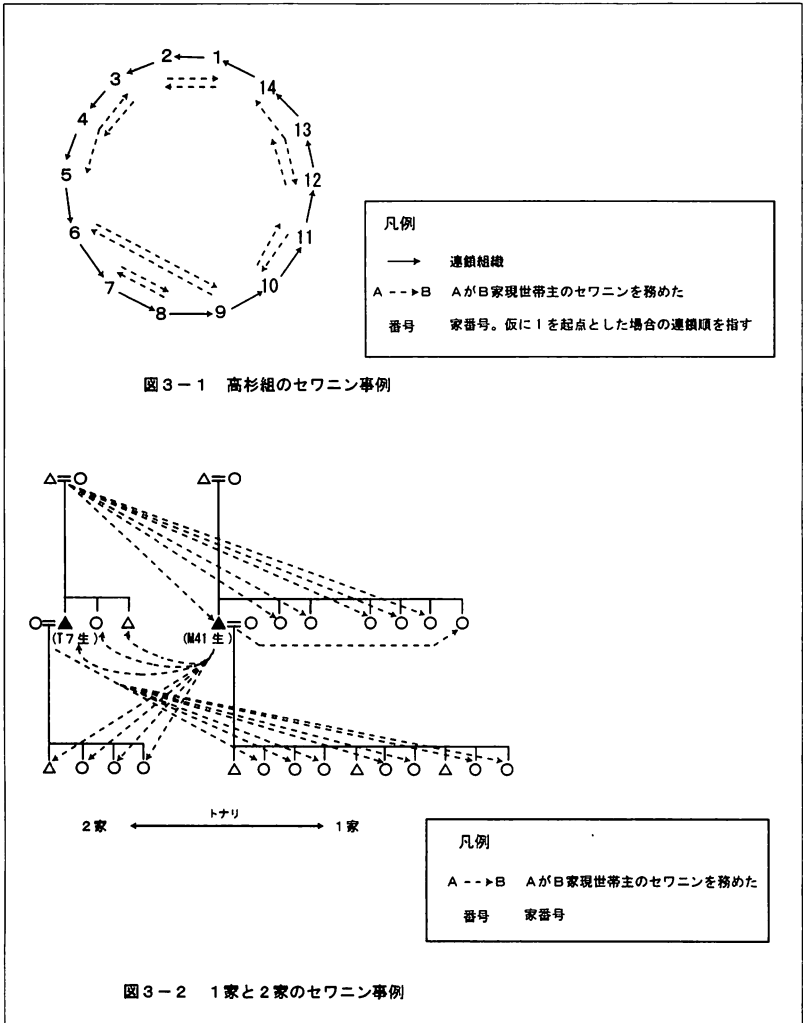


図3-1 高杉組のセワニン事例

図3-2 1家と2家のセワニン事例

図3 高杉組のセワニン事例

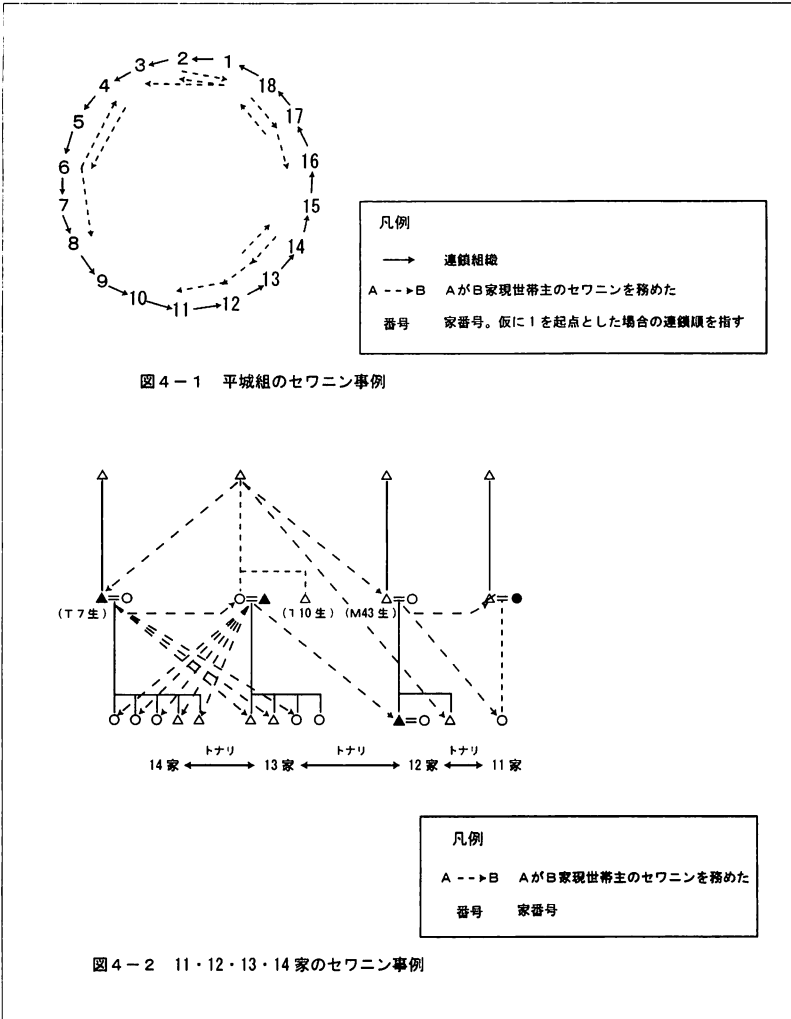


図4 平城組のセワニン事例

ない(図4-1)。この5戸のうち4戸は新設もしくは転入初代の家であり、1戸(15家)は在来戸であるもののトナリの転出によりトナリ関係が途絶した例である。この15家の場合も以前は転出したトナリとの間でセワニンを務め合っていたという。15家では、現在連鎖組織上で隣接する14家と日常的なつきあいをしているという。こうしてみると、新設・転入戸を除く在来戸に関しては基本的に高杉組と同様で、トナリにセワニンを依頼するのが一般的であることがわかる。

また新設・転入初代の4戸の場合、5家と7家、9家と10家は一応トナリと目されているものの、未だ相互にセワニンを務め合うまでには至っておらず、実際はトナリ関係を形成する途中の段階にあるといえる。

図4-2は、トナリ関係にある13家と14家、13家と12家、12家と11家の事例である。このうち12・13・14家は「三軒屋」ともよばれる在来戸で、昔から「持ちつ持たれつ」の関係にあるといい、11家は転入2代目の家である。図にみられるように、14家と13家は相互にセワニンを務め合い、12家は13家に、11家は12家にセワニンを依頼している。13家のように複数のトナリをもつ場合にはつきあいの濃度に違いが生じる場合があり、13家では自家のセワニンをもつばら14家に依頼している。12家ではトナリとして13家にセワニンを依頼するが、13家から依頼されたことはない。また11家は転入戸であることから、トナリの12家にセワニンを依頼したが、未だ12家から依頼されたことがないという。このように、トナリ関係は原則として互酬的なものであるが、トナリ関係が形成途中にある場合や複数のトナリをもつ場合には、個々における交際の濃度は一様ではなく、一方的な役割の遂行という事態も生じている。

門島組(図5) 門島組の場合、16戸のうち転入初代の家が4戸(9・13・15・16家)ある。また在来戸に関しては、組内に本分家関係にある家が多いのが特徴である(表3)。

現世帯主の婚姻時に、組内の家にセワニンを依頼したのは、転入初代の4

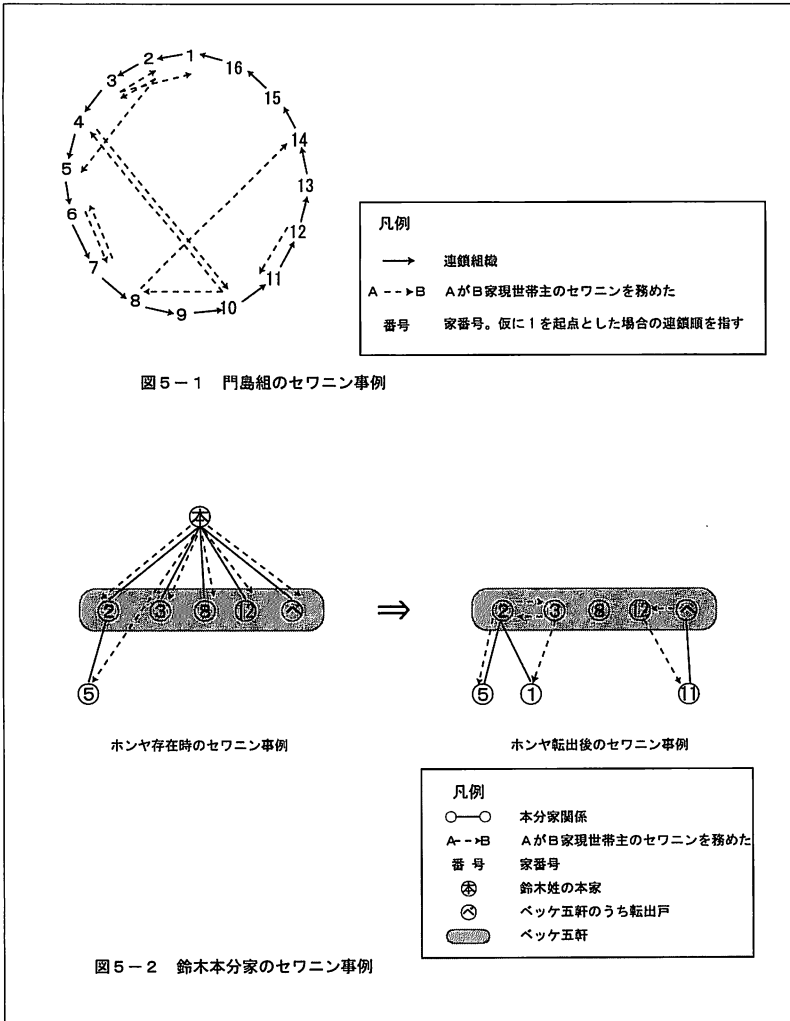


図5 門島組のセワニン事例

戸を除く12戸である。このうちトナリにセワニンを依頼した例は5戸（1・2・3・11・12家）である。また2戸（6家と7家）はトナリ関係と本分家関係が重複し、相互にセワニンを務め合っている。残る3戸（4家、5家、10家）は本分家関係にある家に依頼し、2戸（8家、14家）はシムルイ関係に依頼している（図5-1）。

このように門島組の場合は、高杉組・平城組の事例と異なり、トナリとセワニ人が必ずしも一致せず、むしろ本分家関係による依頼事例が多くみられるのが特徴である。この点は戦前の門島組においてさらに顕著であり、現在トナリ関係にセワニンを依頼している家でも、かつては本家に依頼していた事例が少なくない。

戦前の門島組には、広大な山林を所有した地主であり、かつ小国神社の神職も代々務めたとされる鈴木姓のホンヤ（本家）があった。鈴木本家は門島組内に「ベッケ五軒」と称される5戸の分家を創設し、一種の同族団を形成していた。ホンヤとベッケの関係は上下あるいは庇護-奉仕の関係を伴うものであり、分家にとって本家の手伝いや盆暮れの挨拶は欠かせぬものであったという。たとえば年末になるとベッケがホンヤに集まり屋敷の大掃除や門松・注連縄作りなどをしたり、大晦日には本家に年取りの高膳を持参して挨拶をしていた。さらに、ベッケの者が結婚する際には、すべてホンヤの当主夫婦がセワニンを務めていたという。その後、ホンヤは財産を手放して転出し、「ベッケ五軒」のうち1戸も転出している。現在は「ベッケ五軒」の4戸（2・3・8・12家）と孫分家3戸（1・5・11家）が組内にみられる。

この鈴木姓の本分家におけるセワニン依頼関係は、図5-2のとおりである。戦前のホンヤが存在した時代（現世帯主の父親の世代）には、ベッケの世帯主のセワニン役はすべてホンヤに集中し、ベッケ2家から5家が分立する際にもホンヤがセワニンを務めた。また、ホンヤの者が結婚する際には最も古い分家（この家も現在は転出している）の当主がセワニンを務めたという。ホンヤが転出後、こうしたセワニン依頼関係は崩れ、同じベッケ同士で

ある2家と3家はトナリとして相互にセワニンを務め合い、2家から1家が分立する際にも2家のトナリとして3家がセワニンを務めた。同じく2家から分立した5家は、分立初代のセワニンはホンヤが務めたが、2代目の現世帯主のセワニンは直接の本家である2家が務めている。またベツケ8家の現世帯主の場合は親類に依頼している。ベツケ12家の場合、同じベツケ（現在転出）の家がトナリとしてセワニンを務めたが、この家が転出後はその分家11家とトナリのつきあいをしており、11家の現世帯主のセワニンもトナリとして12家が務めている。戦前、ベツケのセワニンはすべてホンヤに集中していたのに対し、ホンヤ転出後の依頼先はトナリ（2家と3家、12家と転出ベツケ、12家と11家）、親類（8家）、本分家（2家と5家）などの諸関係に変化している。特に、残った分家の関係者どうしで個別的にトナリ関係（2家と3家、12家と11家など）を形成しているため、現在「ベツケ」全体として集まることはないという。

以上、3組の事例をとりあげた。このうち高杉組と平城組の事例は、セワニンをトナリに依頼する例（トナリ型）である。すでにみてきたように、杉の各組においてトナリは最も重視される交際相手である。セワニンをトナリに依頼するのもその交際慣行の一環であり、杉のなかに広くみられる。特に、組の構成戸に変動が少ない高杉組の事例では2戸間で代々セワニンを務め合っており、トナリが家関係として継続性を有していることがわかる。平城組の場合も基本的に同様であるが、構成戸に変動があるためにトナリ関係が形成途中にある事例もみられた。

また、最後にみた戦前の門島における鈴木姓の例は、近隣関係とセワニン依頼とが一致せず、セワニンを本家に依頼した事例（本家型）である。これは、戦前の門島組内で鈴木本家と「ベツケ五軒」からなる一種の同族団が形成されていた事情による。この事例ではセワニンの依頼先が本家に集中し、本家と分家間は上下もしくは庇護－奉仕の家関係として位置づけられていた。当時の鈴木本家が儀礼上果たした役割（セワニンや年取り膳の慣行など）は、

他の組においてはトナリの役割としてみられたものであり、この事例の場合はトナリの機能の一部が本家に置き換えられていたとみることにもできる。なお、戦後に鈴木本家が転出した後、この本家中心の家関係は崩れ、残った分家はそれぞれトナリや親類との間に相互的な家関係を形成している。門島組の事例は、状況によってはセワニンの依頼先が異なる型の家関係に変化しうることを示している。

五 まとめ

本稿では、村落における近隣関係、なかでも特定の近隣戸との間に結ばれる家関係に注目し、浜松市春野町杉の事例をとりあげた。杉の場合、近隣関係に基礎をおく組織としては、主に村落運営に関わる連鎖組織と家の互助・交際に関わるトナリとがあり、これらが部分的に重複することで強固な近隣関係が形成されている。特に「トナリのオヤジが一番頼りになる」と言われるように、トナリは村落内の交際相手として最も重視されている。

トナリの特徴としては、①トナリは一般的な意味での隣接戸ではなく、近隣のなかでも特定の家との間に結ばれる相互扶助的な家関係を指すこと、②トナリとの交際は対等かつ互酬的であり、家どうしの関係として継続性をもつこと、③トナリは家の後見人として、家と村落とを媒介する役割をもつこと等があげられる。③に関しては、主にトナリの儀礼的役割のなかにみられる特徴である。たとえば婚姻儀礼において後見人として新夫婦を村人に紹介するのはセワニンであるトナリの役目であり、また葬儀において喪家が村人の合力を得るのもトナリを介してのことである。この場合トナリは、2戸間の私的な生活互助や交際の関係であるだけでなく、村落（組）と家とを媒介し両者を結びつける役割をもつことになる。このように各種の役割をトナリ間で相互に果たし合うことによって、村落の構成戸としての家の運営をより確実なものにしているのである⁽⁶⁾。

杉におけるトナリ関係の特徴は概ね上記のとおりであるが、特に仲人役で

あるセワニンをトナリに依頼する慣行には、トナリの社会的性格が明確に示されている。これは従来の近隣関係研究のなかでは特殊な事例であるのかもしれないが、いわゆる「隣家」がこの種の儀礼的役割をもつ事例についても今後注目する必要があると思われる⁽⁷⁾。ただしその場合、こうした事例を固定的にとらえたり地域類型としてとらえることには問題もある。最後にみた平城組の事例にあるように、家の転出や人の移動によるトナリの断絶や再編は常に起きることである。さらに戦前の門島組ではトナリ型でなく本家集中型の依頼事例がみられたように、家関係の状況は同じ地域においても一様ではなく、特定の社会・経済的な条件の下ではトナリと異なる家関係の型が発現する場合もありうるということに留意する必要があるだろう。この点については、杉の歴史的展開や山林経営の動態等をふまえた詳細な検討が必要となるが、それは今後の課題としたい。

註

- (1) 本稿は、静岡県史民俗調査として昭和62年（1987）8月に行われた共同調査に拠るものである。調査にあたりお世話になった野本寛一先生をはじめ関係各位に感謝申し上げます。なお杉の民俗誌的詳細については、調査団による報告書『杉の民俗 - 周智郡春野町 - 』を参照されたい〔静岡県史編纂室 1989〕。
- (2) 周智郡春野町役場（当時）資料による。
- (3) 各集落は立地上、杉川沿いの谷に位置するものと山腹や山頂付近の高所に位置するものがある。前者はシマジ、後者はミネジ等とよばれている〔静岡県史編纂室編 1989、8頁〕。
- (4) 杉における村落の重層性は、自家の属する組をムラいい、杉以外の世界をセケンとよぶ杉の人々の空間認識のあり方にもうかがうことができる。
- (5) 家および家族・親族の概況については、『杉の民俗 - 周智郡春野町 - 』

第2章第1節を参照〔静岡県史編纂室 1989〕。

- (6) 家の後見人としての「隣家」については、三上勝也・山本剛郎による奈良県山辺郡山添村広瀬の報告例がある。広瀬には「与力」と称する後見人制度があり、村落内の各家はそれぞれ1軒から数軒の「与力」関係を有するという。三上・山本によれば、この「与力」関係は、村落内の本分家関係だけでなく「隣家」関係との重複が多くみられるという〔三上勝也・山本剛郎 1983〕。
- (7) 杉におけるセワニン依頼の慣行は、後見人という役割において親分子分関係と類似する点がみられる。村落社会における親分子分関係については、すでに山梨県下を中心として多くの研究蓄積があり、さまざまな類型が存在することが明らかにされている〔喜多野1940、服部1980、上野1975など〕。これらの諸事例との比較も興味深い課題である。

文献

- 上野和夫 1975 「日本村落社会における親分子分関係の構造」『政経論叢』43巻6号
- 内山真龍 1969 『遠江国風土記傳』歴史図書社
- 喜多野清一 1940 「甲州山村の同族組織と親方子方慣行」『民族学年報』2
- 斉田茂先編 1972 『掛川誌稿(全)』名著出版
- 静岡県史編纂室編 1989 『杉の民俗 - 周智郡春野町杉 - 静岡県史民俗調査報告書第8集』
- 竹内利美 1957 「となり(隣)」『日本社会民俗事典』第3巻
- 同上 1959 「近隣関係と家」喜多野・岡田編『家—その構造分析』創文社
- 同上 1967 「近隣組織の諸型」『東北大学教育学部研究年報』15号
- 服部治則 1980 『農村社会の研究』御茶ノ水書房
- 福田アジオ 1967 「村落史における近隣と系譜」『地方史研究』87号
- 同上 1982 『日本村落の民俗的構造』弘文堂

最上孝敬 1957 「村の組織と階層」『日本民俗学体系』第3巻 平凡社

三上勝也・山本剛郎 1983 「山村における親族・与力・近隣関係」喜多野清
一編『家族・親族・村落』早稲田大学出版部